平成２３年（フ）第７１６号
大阪府河内長野市楠ケ丘34番17号
債務者　江崎　博文
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４５号
堺市東区日置荘西町４丁１番２号、前住所堺市北区金岡町1938番地１　フルヴェール白鷺906号
債務者　眞西ちづ子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８４８号
堺市西区浜寺諏訪森町中１―39　ハイツ山野Ⅱ２Ｄ号、住民票上の住所堺市中区堀上町229番地　グリーンヒルズ201号
債務者　川端　邦明
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６４号
堺市西区神野町１丁19番３号
債務者　瀧本智奈美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９０７号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―226号
債務者　山本　貞子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
島根県出雲市渡橋町203番地５　メゾンひまわり205
債務者　杉山　和貴
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第５６号
島根県出雲市西平田町121番地　レオパレス長通川２―109
債務者　井上　眞二
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第６４１号
横浜市青葉区美しが丘西２丁目２番地26
債務者　吉岡　房枝
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３２号
横浜市保土ケ谷区新井町356番地１　千丸台ハイツ４棟205号
債務者　山下　睦子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８４号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目６番７号　グリーンハイツ201
債務者　森本　　徹
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７２５号
神奈川県鎌倉市津西１丁目４番41号
債務者　宇塚　隆義
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７３４号
横浜市旭区市沢町1182番地33
債務者　志村充代子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７５３号
横浜市南区浦舟町２丁目22番地　ベイシティコート横浜805号
債務者　小尾　一正
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６１号
横浜市緑区十日市場町866番地５　サードアドバンス302号
債務者　高木　朗雄
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５１号
横浜市西区平沼１丁目２番20―1408号
債務者　有澤昭太郎
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６２号
横浜市南区堀ノ内町２丁目138番地１
債務者　仲程　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部